

ＬＥＤ街路灯更新事業（複数年度契約）募集要項

1 件名

ＬＥＤ街路灯更新事業（複数年度契約）

2 プロポーザル方式実施の趣旨

板橋区では、平成28年度から道路灯及び防犯灯（以下「街路灯」という）のＬＥＤ化を進めているが、当初のＬＥＤ化した街路灯が今後更新時期をむかえるためＬＥＤ街路灯更新事業（複数年度契約）を行う。

本事業は、区の財政負担軽減や街路灯の適切な維持管理、環境負荷軽減等から、ＬＥＤ街路灯更新に関する一括提案を受け、本区にとって最も効果をもたらすと考えられる提案者を選定するため、公募型プロポーザル方式により募集を行うものである。

3 契約期間

（１）街路灯の取替等

契約締結日から令和９年３月３１日

（２）街路灯の賃貸借（期間中の維持管理・修繕等を含む）

令和９年４月１日から令和１９年３月３１日（１０年間）

4 契約上限額

２,３９５,８００,０００円（消費税額含む）

5 支払方法

令和９年４月から10年間の四半期均等払い（６月、９月、１２月、３月）
前払い及び中間払いは行わない

6 事業概要

応募者が行う業務範囲は別紙「ＬＥＤ街路灯更新事業（複数年度契約）仕様書（案）」の通り

7 参加資格要件

（１）応募者は以下の項目を全て満たしている場合に参加とする。

ア 東京都板橋区競争入札参加資格（東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格取得者）を有していること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てがなされていない者。

エ 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成17年3月31日区長決定）による指名停止を受けていないこと。

オ 応募者は、本事業を遂行する能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業で構成）とすること。なお、灯具メーカー及び取替作業及び不具合対応をする下請事業者はグループに含めない。

カ グループで応募する場合は、代表者を1者選定し、その代表者が応募者となり、グループを構成する企業（以下「構成員」とする。）を取りまとめ、本事業遂行に関するすべての責任を負うこと。

また、応募者は賃貸借役割を担い、資産の保有、区との連絡窓口、契約等諸手続きを行うこと。

キ グループの場合は、各々役割分担（賃貸借役割、作業管理役割、その他役割）を明確にすること。

ク グループの場合は、企画提案書（以下「提案書」という。）の提出時にグループの構成員をすべて明らかにすること。

ケ 応募者又はその役員等が以下の項目に該当しないこと。

（ア）暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。

（イ）暴力団員等を雇用している。

（ウ）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。

コ 参加資格要件（3）に規定する下請事業者に対して取替作業及び不具合対応に関する費用の50%以上を支払うこと。

サ 提出された書類の記載された事項に虚偽がないこと。

シ 提案金額が契約上限額の範囲内であること。

（2）構成員は以下の項目を全て満たしている場合に参加とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てがなされていない者。

ウ 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成17年3月31日区長決定）による指名停止を受けていないこと。

- エ 構成員又はその役員等が以下の項目に該当しないこと。
 - (ア) 暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。
 - (イ) 暴力団員等を雇用している。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
- オ LED街路灯更新事業(複数年度契約)の構成員は、他の応募者の構成員として重複して参加することはできない。

(3) 取替作業及び不具合対応をする下請事業者は以下の項目を満たしている事業者を5者以上活用すること。

- ア 東京都板橋区競争入札参加資格を有していること。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てがなされていない者。
- ウ 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成17年3月31日区長決定）による指名停止を受けていないこと。
- エ 構成員又はその役員等が以下の項目に該当しないこと。
 - (ア) 暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。
 - (イ) 暴力団員等を雇用している。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
- オ 板橋区にかかる競争入札参加資格における区内事業者認定基準の区内事業者であること。

8 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加申込時に本募集要項に示された資格要件を満たしていない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載がされている場合。
- (3) 提出書類及び提出の方法が、本募集要項に定める事項に適合しない場合。
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- (5) 正当な理由なくプロポーザルに応じなかった場合。
- (6) 公示の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合。

9 選考スケジュール

項 目	日 程
-----	-----

①	プロポーザル募集要項等の公表	令和 7 年 5 月 26 日(月)
②	参加表明書類等の受付期間	令和 7 年 5 月 26 日(月)～6 月 30 日(月)
③	質問受付期間	令和 7 年 5 月 26 日(月)～6 月 13 日(金)
④	質問回答	令和 7 年 6 月 20 日(金)
⑤	提案書の受付期間	令和 7 年 6 月 23 日(月)～6 月 30 日(月)
⑥	一次審査（書類審査）	令和 7 年 7 月上旬
⑦	一次審査結果の通知	令和 7 年 7 月 23 日(水)
⑧	二次審査（プレゼンテーション審査）	令和 7 年 7 月 29 日(火)
⑨	二次審査結果の通知	令和 7 年 7 月 31 日(木)
⑩	契約内容の確定	令和 7 年 9 月 1 日(月)
⑪	契約締結	令和 7 年 9 月下旬

10 配布資料等

（１）配布場所・配布期間

配布場所：板橋区ホームページ

配布期間：令和 7 年 5 月 2 6 日（月）から令和 7 年 6 月 3 0 日（月）まで

（２）配布書類

ア 募集要項

（ア）ＬＥＤ街路灯更新事業（複数年度契約）募集要項

（イ）ＬＥＤ街路灯更新事業（複数年度契約）仕様書（案）

（ウ）審査項目及び審査基準

イ 様式

（ア）【様式第 1 号】ＬＥＤ街路灯更新事業（複数年度契約）参加申込書

（イ）【様式第 2 号】会社概要

（ウ）【様式第 3 号】関連業務受諾実績一覧（応募者）

（エ）【様式第 4 号】質問書

（オ）【様式第 5 号】構成員表

（カ）【様式第 6 号】構成員概要

（キ）【様式第 7 号】関連業務受諾実績一覧（構成員）

（ク）【様式第 8 号】各役割の責任者業務実績表

（ケ）【様式第 9 号】ＬＥＤ街路灯更新事業費内訳書

（コ）【様式第 1 0 号】ＬＥＤ街路灯更新事業（複数年度契約）業務に関する関心表明書

（サ）【様式第 1 1 号】参加辞退書

11 質問の受付・回答

- (1) 受付期限：令和7年6月13日（金）17時まで
- (2) 受付方法【様式4号】質問書に質問事項を記入の上、「19 問い合わせ先」まで、メールで提出してください。送信未達を防ぐため、メール送信後、電話にて担当部署まで必ずご連絡ください。
- (3) 回答方法：令和7年6月20日（金）に、すべての質問に対する回答内容を、板橋区ホームページに掲載します。

12 参加申込手続・提出期限

資格要件を満たし、プロポーザル方式に参加を希望する場合には下記に従い提出書類を正1部、副1部提出すること。

各々インデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを提出すること。ただし、財務諸表の写し等、情報量が膨大であり印刷及び綴じ込みが現実的でないと応募者が判断した場合は、書類に代えてPDF形式で保存した電子媒体（CD-R又はDVD-Rとし、USBメモリは不可とする。）により提出することを可とする。

(1) 提出書類

ア LED街路灯更新事業（複数年度契約）参加申込書【様式第1号】

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出すること。

イ 会社概要【様式第2号】

企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを1部綴じたもの。

(ア) 会社概要（企業名、代表者役職・氏名、設立年、資本金、従業員数、営業所一覧、年間売上金額等）

(イ) 会社概要の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認める。

ウ 印鑑証明書（写し可）

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3か月以内に発行されたもの。

エ 商業登記簿謄本（写し可）

現に効力を有する部分の謄本で、受付日前3か月以内に発行されたものを綴じたもの。

オ 財務諸表（写し可）

直近3年間の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等の財務諸表を綴じたもの。

カ 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税証明書を各一

通ずつ綴じたもの。事務所が複数箇所ある場合には、本社の所在地の公官庁で発行する納税証明書を提出すること。

キ 関連業務受諾実績一覧（応募者）【様式第3号】

直近10年以内の関連業務受諾実績を記載すること。

関連業務実績は街路灯リース事業及びESCO事業を記載すること。

ク 構成員表【様式第5号】

グループで応募する場合は構成員をすべて明らかにし、各々の役割分担（賃貸借役割、その他必要な役割）を明確すること。

ケ 構成員概要【様式第6号】

グループで応募する場合はすべての構成員の企業概要を、以下の資料と併せて提出すること。

（ア）商業登記簿謄本（写し可）

（イ）印鑑証明書（写し可）

（ウ）納税証明書（写し可）

コ 関連業務受諾実績一覧（構成員）【様式第7号】

直近10年以内の関連業務受諾実績を記載すること。関連業務実績は国又は地方自治体の屋外街路灯に関する内容のみを記載すること（地理情報システム、コールセンター業務は除く）

サ 各役割の責任者業務実績表【様式第8号】

各役割分担の責任者を定め、以下の資料と併せて提出すること。

（ア）特定建設業の許可証明書（写し可）

建設業法第3条第1項に規定する特定建設業又はこれに類する許可証明書を提出すること。担当業務内容により本証明書が必要ない場合はその旨を記載すること。

（イ）資格者免許証（写し可）

応募者又は各役割分担において有資格技術者が必要な場合は、資格者免許証の写しを提出すること。

シ LED街路灯更新事業費内訳書【様式第9号】

内訳書を提出すること。

ス 見積書【任意様式】

内訳書の根拠（算定式や詳細な項目）となる見積書を提出すること。

セ LED街路灯更新事業（複数年度契約）業務に関する関心表明書【様式10号】

本事業のLED街路灯更新事業（複数年度契約）の取替作業及び不具合対応に関し、下請事業者として業務に携わる関心を示した事業者の企業名、住所及び代表者氏名等を記載した書類を提出することができ

る。

ソ 提案書【任意様式】

任意様式により、本事業で区が求める別紙「審査項目及び審査基準」に沿って提案書を作成すること。提案書以外の追加の資料は認めない。

13 選考方法と審査

提案採用者の選定にあたっては、1次審査（書類審査）及び2次審査（プレゼンテーション）の2段階で実施する。2次審査では参加申込受付時に提出された提案書をもとにプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの詳細については、1次審査結果通知時に案内する。

（1）1次審査（書類審査）

ア 審査方法

参加資格要件を満たしているか審査する。申込者が5者を超えた場合、審査項目及び審査基準を評価し、1次審査で5者以内に絞る。

イ 審査項目及び審査基準

別紙「審査項目及び審査基準」のとおり

※5者超える場合は提案書（1次審査）と合わせて総合的に評価を行う。

ウ 提出期限：令和7年6月30日（月）17時まで

（2）2次審査（プレゼンテーション）

ア 審査方法

提案書を基にプレゼンテーションを実施する。評価点が最も高く、かつ評価点が満点の2分の1以上の者を提案採用者とし、評価点が2番目に高く、かつ評価点が満点の2分の1以上の者を優秀者（次席者）として選定する。なお提案採用者が辞退をした場合には優秀者（次席者）が繰り上げで契約事業者候補となる。

イ 審査項目及び審査基準

別紙「審査項目及び審査基準」による。

（3）評価結果の通知

ア 評価結果は、応募者に電子メールで通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

イ 評価結果に対する異議を申し立てることはできない。

14 プロポーザル方式の結果公表について

2次審査終了後に、審査項目、審査基準、審査結果（順位、評価点等）及び評価点の内訳を公表します。また、提案採用者については、事業者名、提案価格も公表します。

15 契約方法

- (1) 選定された提案者は、提出された提案書、見積書を踏まえ、区と協議を行い、協議が整った場合に、「4 契約上限額」に記載されている金額の範囲内で、区と契約を締結する。
- (2) 協議によって、提出された提案書等の内容と仕様書が異なる場合がある。
- (3) 提案採用者が辞退、または特別な理由（提出書類または提案内容に虚偽があることが判明した場合など）により契約締結できない場合は、提案採用者の次点者と契約交渉をする。

16 提出書類に係る留意事項

- (1) 提出書類は、紙媒体で指定した部数を提出すること。また、紙媒体と合わせてデータを CD-R 又は DVD-R にて提出すること。
- (2) 正本には提案者の法人名を明記すること。
副本には提案書が判別できる社名、製品名、ロゴ等を一切記載しないこと（写真等を掲載する場合、被写体に記載されているロゴ等にも注意すること。）
- (3) 提案者は区の承認を得て、提案に含まれる誤りを訂正することを認める。
誤りの訂正は電子メールで行うこととし、その際、新たな提案、項目の追加等は認めない。

17 企画提案等の情報公開

プロポーザル方式への参加申込手続以降に、区に提出された書類については、東京都板橋区情報公開条例にもとづき、公文書公開請求（情報公開）の対象となる。同条例第6条第1項第1号から第6号に該当する事項以外は原則公開となるから、あらかじめ了承のうえ、提出すること。

18 その他

- (1) 区は選考中においては、選考の経緯、経過等に関する質問に一切応じない。
- (2) 本件で知り得た情報について、第三者への漏洩を禁じる。
- (3) 区は電子メール等の通信事故について、いかなる責任も負わない。
- (4) 本件に関する所有権・著作権等の一切の権利は、区に帰属するものとする。
- (5) 提案書には事業者の関連業務実績に所在地が区内外かがわかるように記載すること。

19 お問い合わせ先（書類提出先、質問先）

〒173-8501

東京都板橋区板橋二丁目66番1号 本庁舎南館5階

板橋区土木部 工事設計課 施設設計係

電話：03-3579-2544

E-mail：d-shisetsuk@city.itabashi.tokyo.jp